

日本臨床教育学会機関誌編集委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、「日本臨床教育学会会則」(以下、「会則」)第3条第3項に基づき、機関誌『臨床教育学研究』の編集を担当する、日本臨床教育学会機関誌編集委員会(以下、編集委員会)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 編集委員会は、編集委員長1名、および、5名程度の編集委員により構成する。

2 編集委員長は、会員の中から理事会が選出し、会長が委嘱する。

3 編集委員は、編集委員長が会員の中から推薦し、理事会の承認を得たうえで会長が委嘱する。

4 編集委員長、編集委員の任期は、「会則」第10条第3項に定める役員の任期に準じて2年とし、再任を妨げない。ただし、編集委員長の連続は2期までとする。

5 編集委員長、編集委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第3条 編集委員長は、編集委員会を主催し、その業務を統括する。また、編集委員会の運営に関し、適宜理事会に報告する。

2 編集委員は、第4条で定める業務を担当する。

(業務)

第4条 編集委員会は、『臨床教育学研究』の編集に関する次の事項を審議し、処理する。業務の詳細は、『臨床教育学研究』編集規程に定める。

(1) 『臨床教育学研究』の企画、編集、発行の方針に関すること。

(2) 投稿規程等の制定、改廃に関すること。

(3) 論文等の投稿受付、査読審査に関すること。

(4) 掲載の決定に関すること。

(5) その他、刊行に関すること。

(議事)

第5条 編集委員会は、編集委員の過半数の賛成で議決する。

(改訂)

第6条 本規程の改定は、理事会の議決による。

附則 本規程は2011年9月30日から施行する。